

事務連絡
令和4年7月6日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部障害福祉課

現下の感染状況を踏まえた

オミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化等について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々御尽力、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、現下の感染状況等に鑑み、改めてオミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制についてポイントとなる点について「現下の感染状況を踏まえたオミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について」（令和4年7月5日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか事務連絡）により、まとめられたところです。

本事務連絡中「3 高齢者施設等における集中的実施計画に基づく検査等について」における「高齢者施設等（障害者施設を含む。）」には、障害支援施設等の障害児者が利用するサービスが含まれますので、各地方自治体におかれましては、衛生主管部局と連携し、本事務連絡に記載のとおり、感染が拡大している地域においては、有症状の入所者・従事者等に対する幅広い検査を実施いただくとともに、地域の感染状況を注視し、必要と判断する場合においては、集中的実施計画に基づく検査の実施をお願いいたします。

また、先般の「オミクロン株の特性を踏まえた障害者支援施設等での感染発生時の対策の徹底について」（令和4年4月11日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部ほか事務連絡）の内容も踏まえつつ、今一度管内の事業所・施設等へ周知いただき、今後更なる感染拡大が生じても対応が可能な体制の徹底をお願いいたします。

さらに、先般の「障害者支援施設等及び精神科病院における新型コロナワクチンの4回目接種について」（令和4年5月20日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか事務連絡）を改めて御確認いただき、接種対象者への新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの更なる追加接種が滞りなく実施できるよう御対応をお願いいたします。

事務連絡
令和4年7月5日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

各

都道府県
指定都市
中核市

 介護保険担当主管部（局） 御中

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
厚生労働省医政局総務課
厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課
厚生労働省老健局老人保健課

現下の感染状況を踏まえた

オミクロン株の特性に応じた検査・保健・医療提供体制の点検・強化について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

オミクロン株の特性を踏まえた検査・保健・医療提供体制については、昨年末から累次の事務連絡を発出し、それらを踏まえ、検査体制については、「新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化について」（令和4年3月23日付事務連絡）において、感染再拡大に備えた考え方をお示しし、各都道府県で検査体制の強化に取り組んで頂いているところです。

また、保健・医療提供体制については、「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた取組状況及び更なる体制強化について」（令和4年4月28日付事務連絡。以下「4月28日事務連絡」という。）において、令和4年4月22日時点の取組状況をまとめるとともに、各都道府県におかれては、当該取組状況の結果も活用の上、これまでの対応を振り返っていただき、対応に目詰まりが生じた点を中心に更なる体制強化を図っていただくよう、お

願いしてきたところです。

直近の感染状況に目を向けると、新規感染者数について、全国的に上昇傾向に転じており、第89回（令和4年6月30日）新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおける直近の感染状況の評価等においても、「今後、新規感染者数の増加が見込まれ、①ワクチンの3回目接種と感染により獲得された免疫には徐々に減衰していくこと、②7月以降は梅雨明け、3連休や夏休みの影響もあり、接触の増加等が予想されること、③オミクロン株の新たな系統への置き換わりの可能性もあること等から、今後は感染者数の増加も懸念される場所であり、医療提供体制への影響も含めて注視していく必要がある。」とされています。

また、救急搬送困難事案については、非コロナ疑い事案、コロナ疑い事案ともに、直近では全国的に増加傾向となっていることに加え、熱中症による救急搬送が増えており、十分な注意が必要です。

こうした現下の状況に鑑み、改めてオミクロン株の特性を踏まえた検査・保健・医療提供体制についてポイントとなる点を下記のとおりまとめましたので、各都道府県におかれては、今一度各地域における体制を点検いただき、今後更なる感染拡大が生じても対応が可能な体制の強化をお願いします。

記

1 感染拡大が生じても迅速・スムーズに検査でき、安心して自宅療養できる体制の強化について

(1) 診療・検査医療機関の拡充・公表について

- 診療・検査医療機関については、地域の医療関係者の御協力もいただきながら、これまで約3.8万機関が指定を受け、うち9割の約3.4万施設が、各都道府県のホームページにおいて公表されている。
- 発熱等の症状がある患者が、まずは、適切かつ確実に検査・診療を受けられる体制としておくことが重要である。引き続き、診療・検査医療機関あたりの診療・検査可能な数等を見込みつつ、都道府県ごとに比較できるようにお示ししている人口あたりの診療・検査医療機関数も踏まえ、診療・検査医療機関の拡充に努めること。
- 特に新規感染者が急増する場合においては、これまでの累次の事務連絡でお示ししているとおり、診療・検査医療機関のひっ迫状況を把握した上でその

拡充を図ることも重要であることから、各都道府県においては、4月28日事務連絡1（1）においてお示ししているG-MIS機能も通じて、各地域の外来体制の状況の把握に努めること。

- また、診療・検査医療機関における感染対策については、オミクロン株の特性を踏まえ、新たに、「効果的かつ負担の少ない医療現場における感染対策について」（令和4年6月20日付け事務連絡。以下「6月20日感染対策事務連絡」という。）において、「インフルエンザ流行時に準じた対応（空間的/時間的隔離、換気、マスク、優先診察などによる対応）」が可能であるとお示ししており、具体的な手法については、日本環境感染学会『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版』等を必要に応じて参照すること。

（参考）日本環境感染学会『医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド第4版』（令和3年11月22日）

http://www.kankyokansen.org/uploads/uploads/files/jsipc/COVID-19_taioguide4.pdf

- その上で、診療・検査医療機関のホームページでの公表については、発熱等の症状のある患者が検査・診療にアクセスできるよう、一部の公表している医療機関に患者が集中することを防ぐため、それぞれの地域で一律の対応として、各都道府県において指定するすべての診療・検査医療機関をホームページに公表するよう、重ねて地域の医師会等の関係者と協力した取組を行っていただきたい。

その際、例えば、診療・検査医療機関名に加え、診療時間や検査体制等もあわせて公表することや、スマートフォンからの閲覧用のページも設けること、「小児の新型コロナウイルス感染症対応について」（令和4年6月20日付け事務連絡）でお願いした小児対応の可否を公表するなど、患者によって分かりやすい情報発信となるよう工夫するといった点についても改めて確認いただき、対応されたいこと。

- 地域の感染状況に応じて、診療・検査医療機関の受診に一定の時間を要する状況となった等の場合においては、「新型コロナウイルス感染症の感染急拡大時の外来診療の対応について」（令和4年1月24日付け事務連絡（同年2月24日一部改正））でお示ししているとおり、発熱等の症状がある場合でも、重症化リスクが低いと考えられる方については、医療機関の受診前に、抗原定性検査キット等で自ら検査いただいた上で受診いただく体制とすることも考えられることから、薬事承認された抗原定性検査キットを有症状者に配布する

体制（例えば、自治体等から事前に配布する体制や医療機関で対象者に検査キットのみを配布する体制等）について、準備を進めておくことが重要である。

あわせて、診療・検査医療機関等における検査診療時間・診療日の延長やブースの拡大のほか、地域外来検査センターの整備を進めること等により、検体採取能力の向上を図ること。

- また、オミクロン株については、世代時間等が短縮し、感染拡大の速度も非常に速いことが確認されているところ、このようなオミクロン株の特徴を踏まえるとともに、「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）病原体検査の指針（第5.1版）」において、「新規薬剤の導入に伴い、重症化リスク因子を持つ患者等での早期診断の重要性が増しており、簡便・迅速なポイントオブケア・デバイスとしての抗原定性検査の積極的な活用を考慮する」とされていることも踏まえ、患者の診断に際しては、その場で簡便かつ迅速に検査結果が判明する抗原定性検査キットの積極的な活用を進めていくことが重要であることに特に留意が必要である。

- なお、活用場面に応じた具体的な検査方法については、「新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化について」（令和4年3月23日付事務連絡）を改めて参照されたい。

（参考）「新型コロナウイルス感染症の検査体制の強化について」（令和4年3月23日付事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000918122.pdf>

- さらに、診療・検査医療機関においては、検査のみならず、自ら診断した患者に対し、陽性判明後に必要な健康観察・診療を引き続き実施していただくようにすること。

重症化リスクを有する患者には、経口薬など複数の治療の選択肢の中から、その適応に応じて、適切かつ早期に投与できる体制を構築・強化すること。

（2）自宅療養者等への対応について

- オンライン診療等については、今後更なる感染拡大が生じ、自宅療養者が急増する場合に備え、自宅療養者に対しオンライン診療等を行う健康観察・診療医療機関について、地域の医師会等により、地域の医療機関及び訪問診療を担う医療機関との連携等を進めるなど、改めて地域ごとの体制の確認を行い、更なる拡充・公表の取組を進められたい。

- 宿泊療養施設については、今後更なる感染拡大が生じる場合に備え、「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について」（令和4年3月18日付け事務連絡）の2（3）でお示ししたとおり、引き続き、宿泊療養施設確保計画に基づく確保を行っていただき、感染状況に応じた効率的・効果的な運用を行われたい。

例えば、宿泊療養施設の入所調整に時間を要した等の課題に対しては、患者からの入所希望の受付を保健所等ではなく、直接都道府県が設置する窓口（コールセンター等）とする等の工夫を講じること等が考えられるほか、オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者の受入に重点を置くなど新たなニーズに対応した施設の運営を行うことが考えられる。

（3）保健所の体制について

- 保健所の体制については、「新型コロナウイルス感染症対応に係る保健所等による健康観察等について」（令和4年2月9日付け事務連絡（令和4年6月30日一部改正））でお示ししているとおり、①外部委託や都道府県等における業務の一元化の更なる推進、②発生届のHER-SYSによる届出の徹底（※）、③健康観察対象者の重点化などに取り組んでいただきたい。

※ 発生届については、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第102号）により、必要な事項に最小化し、併せて、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第12条第1項及び第14条第2項に基づく届出の基準等について（一部改正）」

（令和4年6月30日付け健感発 0630 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）により様式を簡素化した。

2 病床の更なる確保等について

（1）感染者の転退院先となる病床の更なる確保について

- オミクロン株の特性を踏まえ、これまで早期退院等の取組を進めていただいていたが、先般の感染拡大期において、特に高齢の入院患者が多数発生したことの対応として、以下について積極的な働き掛けの実施をお願いしているところであり、引き続き、高齢の感染者の適切な療養環境の確保のための受入れ体制確保や病床の回転率の向上に、万全を期されたい。

① 臨時の医療施設をはじめとする既存の確保病床について、要介護の高齢者に対応した人員（介護職員、リハビリ専門職員等）配置、環境整備を行うことにより、高齢の感染者の受入れのキャパシティを高めること。

- ② 地域包括ケア病棟、慢性期病棟等のうち一定の感染管理が可能な医療機関において、高齢の感染者の療養解除前の転院を含めた積極的な受入れを行うこと。その際、「令和4年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」(以下2(2)において「緊急支援」という。)を含む病床確保のための財政支援のほか、必要な場合には、感染管理の専門家の派遣などの支援を行うこと。
 - ③ コロナ対応医療機関以外の医療機関において、後方支援医療機関として療養解除後の高齢の患者の受入れを行うこと。
- 療養解除前の感染者の転院先として病床を確保するに当たっては、新たに6月20日感染対策事務連絡において、病棟で新型コロナウイルス感染症の入院患者を診療する場合、「病棟全体のゾーニング(専用病棟)を行わなくてもCOVID-19患者を受け入れることができる。」との見解をお示ししており、病棟内の一部の区画において新型コロナウイルス感染症患者を隔離する場合のゾーニングや个人防护具の着脱の具体的な手法について周知しているので、参照されたい(1(1)該当部分も参照)。
 - 療養解除基準を満たした患者の転院については、4月28日事務連絡3(1)中の【転院調整機能の強化】でお示したとおり、軽症・中等症で一定期間(例えば20日以上)入院が続いている患者については、引き続きコロナ病床での入院が必要であるか否かを医療機関から随時把握し、転院が適切と判断する場合は、自治体からも転院調整の支援を実施すること。

(2) 救急医療について

- 救急搬送困難事案については、第89回(令和4年6月30日)新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボードにおいても指摘されたとおり、非コロナ疑い事案、コロナ疑い事案ともに、直近では全国的に増加傾向となっていることに加え、熱中症による救急搬送が増えており、十分な注意が必要である。
「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業(医療分)に関するQ&A(第2版)」(令和4年5月18日付け事務連絡)において示しているとおり、各医療機関において確保した即応病床等について、新型コロナウイルス感染症であることが確定した患者以外の患者を受入れることも可能^(注)であり、令和4年2月以降に転入院支援のため新たに確保した新型コロナ患者の即応病床については緊急支援の対象にもなるため、活用いただきながら、コロナ医療と通常医療、特に救急医療とのバランスに留意して対応されたい。
(注) 病床確保料の支給対象期間は、即応病床又は休止病床に患者を受入れていない

期間（＝当該病床に診療報酬が支払われていない期間）であることに留意。

（参考）

- ・「令和4年度新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000924750.pdf>

- ・「令和4年度新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）に関するQ&A（第2版）」（令和4年5月18日付け事務連絡）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000940190.pdf>

（3）病床の確保及び臨時の医療施設・入院待機施設の開設準備等について

- 各都道府県におかれては、これまでの経験も踏まえ、保健・医療提供体制確保計画に基づき感染状況に応じて遅れることなく確保病床をしっかりと稼働させる準備を整えていただいているところではあるが、上述の（1）・（2）の取組に加え、地域の感染状況に応じて、更に病床を補完する臨時の医療施設や入院待機施設の開設を要する状況となった場合に備え、その準備を進めることも重要である。

オミクロン株の感染拡大時の対応として、「高齢者支援型」（※）などの新たなニーズに対応した施設の運営を行っている都道府県の例もあるところであり、地域の中での施設の役割を改めて確認しながら、運営に必要な医療人材の確保や重症化予防のため適切に治療薬を投与できる体制づくりを含めた開設・稼働準備に一定程度時間を要すること等を踏まえ、先手の準備をされたい。

※ 高齢者施設から感染者を受入れるとともに、病院から症状が改善した高齢者等を受入れ。必要な治療を実施するとともに、日常生活動作（ADL）の低下を防ぐためリハビリ等を行っている。

（4）院内感染によりクラスターが発生した医療機関等における対応及び地域の医療機関での対応の強化について

- オミクロン株の特性を踏まえると、クラスターが発生した医療機関が、コロナ患者受入医療機関でない場合であっても、入院の原因となった疾患での当該医療機関での治療を継続する観点からも、コロナによる症状が大きく悪化しない限り、引き続き当該医療機関において治療を続ける体制を徹底されたい。

その際には、4月28日事務連絡3（2）でお示ししている財政支援措置や都道府県の取組例に加え、新たに6月20日感染対策事務連絡でお示ししている感染対策なども踏まえ、引き続き各医療機関での対応の強化を図られたい。

- また、かかりつけ患者や入院患者がコロナに感染した場合にも、引き続き、かかりつけの医療機関、当該入院患者が入院している医療機関で受診できることが望ましいと考えられることから、地域の医療機関で感染管理措置を講じる体制を構築することが重要である。
こちらも、4月28日事務連絡3（3）で都道府県の取組例も併せてお示ししているところであり、6月20日感染対策事務連絡の内容も踏まえ、各地域での取組の強化を図られたい。

3 高齢者施設等における集中的実施計画に基づく検査等について

- これまでも感染が拡大している地域においては、高齢者施設等（障害者施設を含む。）において有症状の入所者・従事者等に対し必ず検査を実施するとともに、陽性が判明した場合には、当該施設の入所者・従事者等に対し、幅広い検査を実施するよう依頼してきたところであるが、高齢者施設等（障害者施設を含む。）はもとより、保育所や幼稚園、小学校等に対し、地域の実情に応じ、感染者が発生した場合には、幅広い検査を実施されたい。
- 集中的実施計画に基づく検査については、まん延防止等重点措置区域に指定されていない場合であっても、実施することは可能であり、地域の感染状況を注視し、必要と判断する場合には、高齢者施設等（障害者施設を含む。）、保育所、幼稚園、小学校等において集中的検査を実施すること。
なお、集中的検査は従来どおり、行政検査として、公費負担（国が感染症予防事業費等負担金として2分の1を負担）での実施となる。また、行政検査ではなく地方単独事業等として集中的検査を実施する場合も集中的実施計画の対象となる。この場合、内閣府の「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」の地方単独事業分等の活用も可能である。

4 高齢者施設等における医療支援の更なる強化について

- オミクロン株の流行に際して課題となった、高齢者施設等における医療支援強化については、これまで、
 - ① 入所者に陽性者が発生した施設等については、派遣を希望しない場合等を除き、施設等からの連絡・要請から24時間（遅くとも一両日中）以内に、感染制御・業務継続支援チームを派遣できる体制の構築を目指すこと
 - ② 全ての施設等において、必要な場合に医師や看護師による往診等の医療を確保できる体制となっていることを確認すること

を中心に取り組んでいただいた結果、次のとおり体制の構築が進んでいることを確認している。

(i) 感染制御・業務継続の支援体制の構築

- ・ 施設等からの連絡・要請から、24時間以内に、感染制御・業務継続支援チームの派遣を要請でき、約5.6万の全ての高齢者施設等にその連絡・要請窓口を周知済み（令和4年4月22日時点）。
- ・ 高齢者施設等に感染制御及び業務継続の両面に係る支援が可能な専門のチームの医療従事者数は、全国で約3,600人。

(ii) 医師や看護師による往診・派遣を要請できる派遣体制の構築

- ・ 高齢者施設等への調査（以下「施設調査」という。）の結果、協力医療機関を事前に確保している、又は自治体が指定する医療機関や医療チームの往診派遣を要請できると確認できた高齢者施設等は、約5.3万施設（全高齢者施設等の94%）（令和4年5月24日時点）。
- ・ 高齢者施設等において必要な医療を提供するため、往診・派遣に協力する医療機関数は、約3,100機関。

○ 次の感染拡大に備えては、こうして構築いただいた体制をしっかりと機能させるため、

- ・ 感染制御・業務継続支援体制の構築については、感染制御・業務継続支援チームについて、陽性者が一人でも発生したら支援を開始できるよう、これまでのピーク時において、1日に発生した施設数等を勘案して、人員体制を整備すること。
- ・ 医師や看護師による往診・派遣を要請できる派遣体制の構築については、まずは、施設調査において、施設等からの回答が得られていない場合は、全ての施設等から回答していただくよう、引き続き、施設等に働きかけるとともに、協力医療機関を事前に確保している、又は自治体が指定する医療機関や医療チームの往診派遣を要請できる以外の回答をした施設等に対して、往診・派遣を要請できる医療体制を構築し、その仕組みを施設等に示し、前記のいずれかの回答を得ること。
- ・ 高齢者施設等において、必要な医療が提供される体制を確保するに当たっては、治療薬の早期投与がポイントの一つとなることを踏まえ、協力医療機関が治療薬の対応医療機関として登録しているか確認すること。また、自治体が要請を受けて医師等を派遣する体制について、対応が必要となる高齢者施設等数を考慮し、地域の医療機関と具体的な派遣体制について協議を進めること。

等が重要である。引き続き、関係する財政支援措置も活用していただき、施設調査の結果も踏まえ、高齢者施設等における医療支援体制を更に強化し、感染拡大時に即座に稼働する体制とされたい。

以上

事務連絡
令和4年4月11日

都道府県
各保健所設置市 衛生主管部（局）御中
特別区

都道府県
各指定都市 障害保健福祉主管部（局）御中
中核市

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策本部
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

オミクロン株の特性を踏まえた
障害者支援施設等での感染発生時の対策の徹底について

平素より、新型コロナウイルス感染症対策に御尽力、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

オミクロン株の全国的な感染状況は、これまで1か月以上にわたり新規感染者数の緩やかな減少が続いていた状況から、直近では1週間の移動平均が増加傾向となるなど、流行再拡大に備え、緊張感を持って対応を進めることが必要になっています。

先般、「障害者支援施設等での新型コロナウイルス感染症の感染拡大に備えた対応について」（令和4年1月21日付け事務連絡。以下「1月21日付け事務連絡」という。）により、障害者支援施設等での感染拡大に備えた都道府県ごとの支援体制の構築状況の再確認を依頼したところですが、今般、特に重要と考えられる事項や更に徹底すべき事項について、下記のとおりお示ししますので、改めて、障害者支援施設等に対する支援体制等を徹底いただきますようお願い申し上げます。

また、各都道府県におかれましては、下記2. に記載の事項について、4月22日（金）までに御報告いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 障害者支援施設等における感染発生時の支援の徹底について

(1) 感染制御や業務継続の支援体制について

各都道府県には、感染者が発生した場合に、感染制御・業務継続支援チームが支援を行い、また、必要に応じて専門家やDMAT・DPAT等の医療チーム等を迅速に派遣できる体制を構築していただいているところである。

この感染制御・業務継続支援チームについては、障害者支援施設等において、入所者に

コロナ陽性者が発生した場合に、施設等から派遣の希望がない場合（例えば、クラスター発生等の経験があり、感染制御の対応について承知している場合等）を除き、障害者入所施設等からの連絡・要請（※）に対し、施設等に感染制御・業務継続支援チームの派遣を行うことを想定した体制とすることを目指すこと。その際、重症化リスクの高い入所者（高齢者や基礎疾患を有する者）が利用している施設等に対しては、特に迅速な対応が求められることにも留意すること。

※ 発生届の提出等により施設等内での陽性者の発生が確認されたにもかかわらず施設等からの連絡・要請がない場合は、速やかに行政側から連絡する等の対応を行うこと。

（２）専用窓口の活用及び周知について

「オミクロン株の特性を踏まえた保健・医療提供体制の対策徹底を踏まえた対応について（高齢者施設等における医療支援の更なる強化等）の考え方について」（令和４年４月４日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部ほか連名事務連絡。以下「４月４日付け事務連絡」という。別紙参照。）において、「感染制御・業務継続支援チームの派遣要請を含め、施設等においてコロナ陽性者が発生した場合の専用相談窓口を設けること」とされているところ、障害者支援施設等でクラスターが発生した時にも本専用窓口を活用できるものとする。

また、この専用相談窓口の存在を障害者支援施設等が認識できるよう、障害者支援施設等に対して周知を行うこと。

（３）療養に必要な医療体制の確保について

４月４日付け事務連絡において、「必要な場合に医師や看護師による往診・派遣等の医療を確保できる体制となっていること」が求められているところ、障害者支援施設等の入所者が施設内で療養する場合においても、医療従事者の施設への往診・派遣等の必要な医療体制を確保できるよう取り組むこと。

また、施設内療養ではなく医療機関へ入院となった場合に備えて、障害者等各々の障害特性等を踏まえた受入医療機関の整備や、特別な意思疎通支援が必要な者が患者である場合におけるコミュニケーション支援をはじめとする入院中における障害特性を踏まえた配慮についても、引き続き必要な体制の確保に取り組むこと。

（４）応援職員の派遣体制について

平時から都道府県単位の障害福祉関係団体等と連携・調整し、緊急時に備えた職員の応援体制を構築するとともに、各施設、法人内の調整でも職員の不足が見込まれる場合等に、応援職員の派遣依頼があった場合は適切に対応すること。

また、施設等で感染者が発生した場合などに、地域の他の障害福祉サービス事業所・施設等と連携して当該事業所・施設等に対する支援を実施するために必要な経費を支援する補助制度を活用することができることを周知すること。

２．体制構築状況に関する厚生労働省への報告について

１月２１日付け事務連絡に基づき実施した調査では、全ての都道府県において、医療従事者や感染管理専門家等の派遣体制が構築できているとの回答状況であった。

今般、上記1.に記載の事項に係る直近の状況について、各都道府県の障害保健福祉主管部（局）と衛生主管部（局）とで連携して確認・検討の上、別紙の報告様式により、4月22日（金）までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課（horei-shougaiiaa@mhlw.go.jp）宛てに電子メールにて提出すること。

(1) 障害者支援施設等への感染制御・業務継続支援チームの派遣の考え方（選択式）

- ① 感染の発生した障害者支援施設等に対しては、原則として支援チームを派遣することとしている。
- ② 感染の発生した障害者支援施設等の状況（例えば、感染者数や重症化リスクの高い入所者の多さなど）に応じて、支援チームを派遣することとしている。
(②の場合、支援チームの派遣の必要性に関する基準や考え方があれば、その基準等について自由記述欄)
- ③ 感染の発生した障害者支援施設等からの派遣要請があった場合にのみ、支援チームを派遣することとしている。
- ④ その他（自由記述欄）

(2) 上記(1)で②又は③と回答した場合、支援チームを派遣しない障害者支援施設等に対する支援の方法（選択式）

- ① 電話、メール、ウェブ会議等により、施設に対する助言・指導等を行っている。
- ② 特段の支援は行っていない。
- ③ その他（自由記述欄）

(3) 障害者支援施設等への感染制御・業務継続支援チームの体制確保の状況（選択式）

- ① 高齢者施設等を対象として整備した支援チームを、障害者支援施設等にも活用することとしている。
(①の場合、高齢者施設等を対象として整備した支援チームのうち、障害者支援施設等に活用可能なチームの医療従事者・感染管理専門家の数： 人)
- ② 障害者支援施設等を対象として、別途支援チームの体制を構築している。
(②の場合、当該チームに所属している医療従事者・感染管理専門家の数： 人)
- ③ その他（自由記述欄）

(4) 障害者支援施設等への医療従事者の往診・派遣等の医療体制の確保の状況（選択式）

- ① 高齢者施設向けに確保した協力医療機関の体制を活用して、障害者支援施設等にも対応している。
- ② 特に障害者支援施設等を対象とした協力医療機関の体制を構築している。
- ③ 現在、協力医療機関の体制構築に取り組んでいる、又は取り組む予定である。
- ④ その他（自由記述欄）

以 上

事務連絡
令和4年5月20日

各

都道府県
市町村
特別区

 衛生主管部（局） 御中
障害保健福祉部（局）

厚生労働省健康局健康課予防接種室
厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課
厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課

障害者支援施設等及び精神科病院における新型コロナワクチンの4回目接種について

新型コロナウイルス感染症への対応につきまして、日々ご尽力及びご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年4月27日に開催された第32回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、特例臨時接種として新型コロナワクチンの更なる追加接種（以下「4回目接種」という。）を実施することが了承されるとともに、その対象者、新型コロナワクチンの追加接種（以下「3回目接種」という。）からの接種間隔等についても方針が取りまとめられました。

今後、5月25日に必要な法令改正等を経て施行される予定ですが、障害者支援施設等の入所者、及び精神科病院の入院患者等の接種について、現時点で想定される内容を下記のとおりお知らせします。衛生部局と障害保健福祉部局等の連携のうえご対応をお願いいたします。

記

1. 対象者

4回目接種の対象者については、分科会において、3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者（以下「60歳以上対象者」という。）及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める者（以下「60歳未満の基礎疾患を有する者等」という。）とすることが適当であるとされた。

基礎疾患の具体的な内容としては、自治体向け手引き（7.1版）第2章2（2）アの表1に列举するものが想定されるため、同表を参照すること。なお、分科会では、4回目接種について、上記の4回目接種対象者のうち60歳未満の者については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第9条に規定する努力義務を適用しないこととすることが適当であるとの方針も取りまとめられたため、留意すること。

障害者支援施設等の入所者、精神科病院の入院患者等についても、こうした要件に該当する場合に接種の対象者となる。

2. 接種券

(1) 60歳以上の者

4回目接種については、60歳以上対象者については、3回目接種までと同様に対象者に接種券が送付されるため、3回目接種と同様に住所地に送付される接種券を使用すること。

(2) 60歳未満の基礎疾患を有する者等

60歳未満の基礎疾患を有する者等については、「新型コロナワクチン追加接種(4回目接種)の体制確保について(その3)」(令和4年5月10日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)に示しているように、市町村(特別区を含む。)により接種券の送付方法が異なる。

接種券の発行に申請が必要な市町村に住所を有する入所者、入院患者等については、本人や家族等により発行を申請することが想定されるが、こうした対応が難しい場合は、障害者支援施設等又は精神科病院が接種券の発行の申請を代理で行い、障害者支援施設等又は精神科病院に送付を依頼することは可能である。

こうした障害者支援施設等又は精神科病院からの代理申請について、別紙の様式を作成したので、障害者支援施設等又は精神科病院において利用いただくよう、周知をお願いしたい。また、各市区町村におかれては、別紙1の様式による申請があった場合、確認の上で接種券を発行し、申請を行った障害者支援施設等又は精神科病院に送付することとされたい。

なお、接種券の発行の方式(申請の必要性等)について、各市町村の情報を把握し、追って情報提供する。

3. 障害者支援施設等での接種体制の構築について

障害者支援施設等での4回目接種に係る体制整備については、3回目接種までと同様、都道府県の協力を得ながら、各市町村の障害保健福祉部局と衛生主管部局とで連携し、体制を確保すること。

また、接種体制の確保にあたっては、「障害者支援施設等入所者等及び従事者への新型コロナウイルス感染症に係る予防接種について(改正)」(令和3年4月5日厚生労働省健康局健康課ほか連名事務連絡)でお示ししている、障害者支援施設等に伝達すべき事項の施設等への周知や接種場所の検討、接種予定者の把握等を参考に、円滑な接種を実施できる体制を検討すること。

4. 精神科病院での接種体制の構築について

精神科病院の入院患者への4回目接種に係る体制整備については、初回接種時や3回目接種時と同様、「精神疾患による入院患者や人工透析患者への新型コロナワクチン接種体制の確保について」(令和3年7月16日厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡)の内容も踏まえ、できるだけ当該精神科病院において接種体制が確保されるよう、関係医療機関への要請や周知を行うとともに、市町村と都道府県が適宜連携の上、円滑な接種体制の構築に必要な支援を行うこと。

また、当該医療機関における接種体制の確保が難しい場合にあっても、入院等を行う患者への接種について、当該医療機関と貴管内の他の接種施設会場との間で円滑な連携が図られるよう、周知及び必要な調整を行うこと。

5. 障害者への追加接種に係る合理的配慮等について

4回目接種にあっても、障害者に対する接種が円滑に行われるよう「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供について」(令和3年3月3日厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡)や「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に関する合理的配慮の提供の事例について(情報提供)」(令和3年10月19日厚生労働省健康局健康課予防接種室ほか連名事務連絡)においてお示している、障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する一例や自治体における障害特性に応じた合理的配慮の提供に関する取組事例等を参考に、衛生部局や障害保健福祉部局等において連携を図りながら、様々な障害特性を踏まえた適切な配慮が提供されるよう検討を行うこと。

以上

別紙

接種券発行申請書（新型コロナウイルス感染症）【施設等の入所者等の4回目接種用】

注1：4回目接種は、3回目接種を受けてから5か月以上経過した方のうち、60歳以上の方、基礎疾患がある18～59歳の方等が対象です。

注2：本様式は、施設や医療機関が被接種者の代理で接種券の申請を行い、当該施設や医療機関にその送付を求めるための様式です。

注3：60歳以上の方は、基本的に住所地の市町村から接種券が送付されますので、その接種券をご利用ください。特段の事情で申請が必要な場合のみご申請ください。

注4：市町村によっては、18歳以上60歳未満の3回目接種完了者全員や障害者手帳の保持者等に接種券を送付するところがあります。そのような市町村の住民については、送付される接種券をご利用ください。

令和 年 月 日

〇〇市町村長宛

代理申請を行う施設等の名称

担当者 氏名

住所 〒

電話番号

※ 本申請書に、施設等の指定、許可、認可等を証する書類の写しを添付してください。

申請理由：①18～59 歳だが、基礎疾患がある等の理由で、4 回目接種を希望している

②接種券が届かない

③接種券の紛失・破損

④届いた接種券は、接種に使わず医師との相談（予診）のみで使用した

対象となる理由：

①60 歳以上である

②18 歳以上 60 歳未満であるが、A～N（※）に掲げる基礎疾患があり通院／入院しているか、OかPに該当する。

※ Nのうち精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳を所持している方については、通院又は入院していない場合でも対象となります。

A 慢性の呼吸器の病気

B 慢性の心臓病（高血圧を含む。）

C 慢性の腎臓病

D 慢性の肝臓病（肝硬変等）

E インスリンや飲み薬で治療中の糖尿病又は他の病気を併発している糖尿病

F 血液の病気（ただし、鉄欠乏性貧血を除く。）

G 免疫の機能が低下する病気（治療や緩和ケアを受けている悪性腫瘍を含む。）

H ステロイドなど、免疫の機能を低下させる治療を受けている

I 免疫の異常に伴う神経疾患や神経筋疾患

J 神経疾患や神経筋疾患が原因で身体の機能が衰えた状態（呼吸障害等）

K 染色体異常

L 重症心身障害（重度の肢体不自由と重度の知的障害とが重複した状態）

M 睡眠時無呼吸症候群

N 重い精神疾患（精神疾患の治療のため入院している、精神障害者保健福祉手帳を所持している、又は自立支援医療（精神通院医療）で「重度かつ継続」に該当する場合）や知的障害（療育手帳を所持している場合）

O 18 歳以上 60 歳未満であるが、BMI が 30 以上である

P 18 歳以上 60 歳未満であるが、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師に認められた